諮問庁: 文部科学大臣

諮問日:平成29年6月2日(平成29年(行情)諮問第207号及び同第2 08号)

答申日:平成29年9月26日(平成29年度(行情)答申第243号及び同 第244号))

事件名:発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書の開示 決定に関する件(文書の特定)

> 学習障害児の判定手続が記載されている文書の開示決定に関する件 (文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2(以下,併せて「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書①及び文書②(以下,併せて「本件対象文書」という。)を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年2月23日付け28受文 科初第2493号及び同日付け28受文科初第2494号により文部科学 大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各開示決定(以 下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。) について、その取消しを求める。

- 2 審査請求の理由
- (1)審査請求の趣旨 行政文書開示決定処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由 開示請求に係る文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 諮問第207号
- (1)本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、文書1についてなされたものである。

請求内容から、発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書①で特定を行うことが可能であると考えたところ。

文書①を特定して、開示としたところ、審査請求人から、下記の理由

により、開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求の理由】

- ○開示請求に係る文書の特定に誤りがある。
- (2) 開示決定の妥当性について

文書①には、開示請求の発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されており、文書の特定に誤りはないものである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月24日 開示請求受付平成29年2月23日 開示決定

(3)処分1に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、開示決定とした処分1は妥当 であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

- 2 諮問第208号
- (1) 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、文書2についてなされたものである。

請求内容から、学習障害の判定・実態把握基準が記載されている文書② で特定を行うことが可能であると考えたところ。

文書②を特定して、開示としたところ、審査請求人から、下記の理由により、開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

【審査請求の理由】

- ○開示請求に係る文書の特定に誤りがある。
- (2) 開示決定の妥当性について

文書②には、学習障害の判断・実態把握基準が、判断・実態把握の体制・手続き等も含めて記載されており、開示請求の内容に適合したものであり、文書の特定に誤りはない。

なお、審査請求人は、別件で、本件とほぼ同内容の開示請求を行っており(平成28年(行情)諮問第108号。文部科学省において使用している学習障害(児)の定義が記載されている文書の開示決定に関する件(文書の特定))、当該答申書において、学習障害児に対する指導について(報告)(平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議)の文書の特定が妥当であると判断されているところである。

<本開示請求経緯>

平成29年1月24日 開示請求受付 平成29年2月23日 開示決定

(3) 処分2に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、開示決定とした処分2は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年6月2日 諮問の受理(諮問第207号及び同第20 8号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同年9月11日 審議(同上)

④ 同月22日 諮問第207号及び同第208号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別表の1に掲げる文書1(発達障害者支援法上の発達 障害者の定義が記載されている文書)及び文書2(学習障害児の判定手続 が記載されている文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、それぞれ 文書①及び文書②を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を 妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検 討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経 緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明す る。
 - ア 処分1 (諮問第207号) について
 - (ア)審査請求人が開示を求める文書1は、「発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書」であるところ、発達障害者支援法については、発達障害者支援法の一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布され、同年8月1日から施行されている。
 - (イ)改正法の施行に際して発出された文書①「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について(平成28年8月1日付け厚生労働省及び文部科学省連名通知)」には、上記改正法の制定の経緯、趣旨及び概要が記載されており、請求があった発達障害者の定義についての記載があることから、対象文書として特定したところである。

したがって、文書①は、審査請求人の請求する文書1に該当する。

(ウ) 念のため、諮問後、文部科学省特定課の書庫・ロッカー等を探索 したが、文書①の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認で きなかった。

- (エ)以上のことから、文部科学省では、本件対象文書の特定について 妥当であると考える。
- イ 処分2 (諮問第208号) について
 - (ア)審査請求人が開示を求める文書2は、「学習障害児の判定手続が 記載されている文書」であるところ、学習障害については、学習障 害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に 関する調査研究協力者会議において様々な側面から検討が行われ、 定義及び判断・実態把握基準などの試案が文書②「学習障害児に対 する指導について(報告)」として、平成11年7月2日に取りま とめられている。
- (イ)文書②には、学習障害の判断・実態把握のための体制・手続として、学校における実態把握のための体制や医師等を含む学習障害に関する専門的な知識を有するものによる専門家チームの役割等が示されており、請求があった学習障害児の判定手続についての記載があることから対象文書として特定したところである。

したがって、文書②は、審査請求人の請求する文書2に該当する。

- (ウ) 念のため、諮問後、文部科学省特定課の書庫・ロッカー等を探索 したが、文書②の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認で きなかった。
- (エ)以上のことから、文部科学省では、本件対象文書の特定について 妥当であると考える。
- (2) 諮問庁の上記(1) の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件請求文書の対象として、特定すべき文書を保有しているとは認められない。
- 3 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、開示した各決定については、文部科学省において、本件対象文書の外 に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない ので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

文書 1 発達障害者支援法上の発達障害者の定義が記載されている文書 文書 2 学習障害児の判定手続が記載されている文書

2 本件対象文書

- 文書① 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について(平成2 8年8月1日付け厚生労働省及び文部科学省連名通知)
- 文書② 学習障害児に対する指導について(報告)(平成11年7月2日 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導 方法に関する調査研究協力者会議)